

被災者支援に関する各種制度の概要

《経済・生活面の支援》

制度の名称	災害弔慰金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円を支給。 ・その他の者が死亡した場合：250万円を支給。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●支給の範囲・順位 <ul style="list-style-type: none"> ・1.配偶者、2.子、3.父母、4.孫、5.祖父母 ・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>

制度の名称	災害障害見舞金
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を支給。 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を支給。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により以下のような重い障害を受けた方です。 <ol style="list-style-type: none"> 1.両眼が失明した人 2.咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5.両上肢をひじ関節以上で失った人 6.両上肢の用を全廃した人 7.両下肢をひざ関節以上で失った人 8.両下肢の用を全廃した人 9.精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前

	各項目と同程度以上と認められる人 ※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。
--	---

制度の名称	被災者生活再建支援制度																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<p>●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)</p> <p>■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。</p> <p>●支援金の用途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。</p> <p>●詳しくは、 内閣府の防災情報のページ http://bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html を参照して下さい。</p>		住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊等	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<p>●住宅が自然災害(地震、津波、液状化等の地盤被害等)により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。</p> <p>(※)下記の世帯を含みます。</p> <p>■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。</p> <p>■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯。(長期避難世帯)</p>																			

	<p>●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。</p> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。</p>
--	--

制度の名称	災害援護資金																														
支援の種類	貸付（融資）																														
制度の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 15%; text-align: center;">貸付限度額</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">①世帯主に概ね1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">ア 当該負傷のみ</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付利率</td> <td colspan="2"> ≪保証人を立てる場合≫ 無利子 ≪保証人を立てない場合≫ 年1.5%（据置期間中は無利子） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">据置期間</td> <td colspan="2">3年（特別の場合5年）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td colspan="2">10年（据置期間を含む。）</td> </tr> </table>	貸付限度額	①世帯主に概ね1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	≪保証人を立てる場合≫ 無利子 ≪保証人を立てない場合≫ 年1.5%（据置期間中は無利子）		据置期間	3年（特別の場合5年）		償還期間	10年（据置期間を含む。）	
貸付限度額	①世帯主に概ね1か月以上の負傷がある場合																														
	ア 当該負傷のみ		150万円																												
	イ 家財の3分の1以上の損害		250万円																												
	ウ 住居の半壊		270万円																												
	エ 住居の全壊		350万円																												
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																														
	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円																												
	イ 住居の半壊		170万円																												
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）		250万円																												
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																													
貸付利率	≪保証人を立てる場合≫ 無利子 ≪保証人を立てない場合≫ 年1.5%（据置期間中は無利子）																														
据置期間	3年（特別の場合5年）																														
償還期間	10年（据置期間を含む。）																														
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上 2.家財の1/3以上の損害 3.住居の半壊又は全壊・流出 <p>●所得制限があります。表の額以下の場合が対象です。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">世帯人員</td> <td style="text-align: center;">市町村民税における前年の総所得金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">220万円</td> </tr> </table>	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円																										
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																														
1人	220万円																														

	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。

※対象となる災害は、自然災害で大阪府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合などの災害です。

《住まい確保のための支援》

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●1世帯あたりの修理限度額は、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> 半壊・大規模半壊：59万5千円 一部損壊（準半壊）：30万円 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ol style="list-style-type: none"> ①災害により住宅が半壊又は半焼した方 ②応急仮設住宅等に入居していない方 ③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力は問いません。）